

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年10月22日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

- 1 2年前岸田総理大臣が、電気・ガスの値段高騰して居る為、物価調整をして良い状態を保つこととした。そこで総理大臣は生活保護基準表をとうぶんの間、国が指値分（指定売買の値段、高騰分を保護者に支給金として与えること）を支給した。物価調整している期間は生活保護基準額表が物価高に見合う金額にして収入と支出の釣り合う様に裁定するために総理大臣は生活保護基準額を期間中は使わないように全国にストップさせました。なのに、〇〇福祉事務所は生活保護基準額を保護を受ける者の了解を得ることなく自動的に引き落とした。

- 2 1万110円は所長様からいただく訳にはいきません。

福祉事務所に払込領収書を見せると、間違いがないか確かめてからコンビニか銀行で支払ってくださいと言われ、私はコンビニで払い込みました。その後、（福祉事務所に）払ってくださいと聞くと、支払いませんでした。11月1日に通帳に払うと言うので待ちましたが、通帳に入っていませんでした。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月 5日	諮問
令和7年 8月18日	審議（第103回第3部会）
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法11条1項3号は、保護の種類として住宅扶助を掲げ、法14条は、住宅扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われるとしている。

(2) 保護の変更

法24条9項により、同条1項から7項までの規定は、法7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用されるところ、同条1項は、保護の変更を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。

同条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方

法を決定するために必要な書類を添付しなければならないとしている。

同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定している。

(3) 契約更新料等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・クは、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、同・オにいう特別基準額（以下「特別基準額」という。）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとする。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）（問）第7の88の（答）は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料の認定について、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとする。

(4) 局長通知及び課長通知の位置付け

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和6年10月22日、請求人は本件賃貸契約の保証委託料に係る保護申請書に払込取扱票の写し（保証委託料10,000円）を添えて、処分庁宛てに提出し、処分庁は、同日付けで本件保護費10,000円を支給することを決定し（本件処分）、本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

そうすると、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、必要な額を認定して差し支えないとされ（1・(3)）、契約更新料等としては、更新手数料、火災保険料、保証料について、やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている（同）から、本件保護費を支給する旨の本件処分には違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3・1のとおり述べるが、本件処分とは何ら関係のない主張であるといわざるを得ない。また、請求人は、同・2のと

おり、令和6年11月1日に本件保護費が振り込まれていないことへの不服を述べるが、本件審査請求において認定された事実経過によれば、本件処分が請求人に対して通知された後で、処分庁は、請求人から、生活に困窮しているとの申出を受けたため、同月25日付けで保護変更を行い、本件保護費を同月28日に福祉事務所の窓口で支給することを決定し、同日、請求人は本件保護費を受領したことが認められる。

したがって、請求人の各主張には、いずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子